特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 | |
|-------|---------------|---------|
| 13 | 障害者手帳交付に関する事務 | 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

綾部市は、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府綾部市長

公表日

令和7年5月7日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイル | を取り扱う事務 |
|----------------|--|
| ①事務の名称 | 障害者手帳交付に関する事務 |
| ②事務の概要 | 当該事務は、身体障害者福祉法等の関係法令に基づく身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の申請、変更及び交付の手続きの適正な実施に関する事務である。 |
| ③システムの名称 | 障害福祉システム、障害福祉システム(標準準拠システム)、団体内統合宛名システム、中間サーバ |
| 2. 特定個人情報ファイル | 名 |
| 身体障害者手帳に関する情報 | ジ ファイル |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表項番20に規定する事務 |
| 4. 情報提供ネットワークシ | ノステムによる情報連携 |
| ①実施の有無 | <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8項 別表項番20に規定する事務 |
| 5. 評価実施機関における | 担当部署 |
| ①部署 | 福祉部 障害者支援課 |
| ②所属長の役職名 | 障害者支援課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・ | 訂正•利用停止請求 |
| 請求先 | 企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎ 0773-42-0502 |
| 8. 特定個人情報ファイル | の取扱いに関する問合せ |
| 連絡先 | 福祉部 障害者支援課 障害者福祉担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 25 0773-42-4254 |
| 9. 規則第9条第2項の適 | 用 []適用した |
| 適用した理由 | |

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | | | | | |
|--|---|-------------------|--------------|---|---|-----------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [1,000人以上1万人未満] | | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | |
| いつ時点の計数か | | | 令和7年3月31日 時点 | | | | |
| 2. 取扱者 | 数 | | | | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [| 500人未満 |] | <選択肢> 1) 500人以上 | 2) 500人未満 | |
| いつ時点の計数か | | 令和7年3月31日 時点 | | | | | |
| 3. 重大事故 | | | | | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか | | [| 発生なし |] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし | |

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | | | | | | |
|--|---------|---------|----------|--|------|-------------------|--|--|
| [基礎 | 項目評価書 |] | | <選択肢> 1) 基礎項目評价 2) 基礎項目評价 3) 基礎項目評价 | 西書及び | 董点項目評価書 全項目評価書 | | |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | | | | | | | |
| 2. 特定個人情報の入手(| 情報提供ネッ | トワークシス | テムを通じた入 | 手を除く。) | | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [- | ├分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され | | | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か | [- | −分である | 1 | <選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され | | | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [+ | −分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され | | | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの | の取扱いの委 | 託 | | | [0 |]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [| |] | <選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され | | | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | 云(委託や情報 | 提供ネットワー | クシステムを通じ | た提供を除く。) | 1 |]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か | [- | −分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され | | | | |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | | | | | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [+ | ├分である | 1 | <選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され | | | | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か | [- | ├分である | 1 | <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され | | | | |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | | | | | |
|-------------------------------------|--------------------------------|---|---|--|--|--|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | |
| 8. 人手を介在させる作業 | 8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない | | | | | | |
| 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | |
| 判断の根拠 | 手帳情報を別の人に対して 名、生年月日、住所を申請書 | | が発生しないように、システムで対象者を検索するときには氏 て特定している。 | | | | |

| 9. 監査 | | | | |
|---------------------------------------|--|--|--|--|
| 実施の有無 | [O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査 | | | |
| 10. 従業者に対する教 | 育• 啓発 | | | |
| 従業者に対する教育・啓 | 会選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない | | | |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価 | | | | |
| 最も優先度が高いと考え る対策 | [9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 | | | |
| 当該対策は十分か【再掲 | 【 (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 判断の根拠 | 綾部市研修計画に従い、毎年度特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。 | | | |

変更箇所

| 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------------------------|--|---|--|---|
| Ⅱ 1. いつ時点の計数か | 平成26年10月1日時点 | 平成30年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| Ⅱ 2. いつ時点の計数か | 平成27年1月7日時点 | 平成30年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| I 5. ①部署 | 福祉課 | 障害者支援課 | 事後 | 機構改革による変更 |
| I 5. ②所属長の役職名 | 福祉課長 福田和宏 | 障害者支援課長 | 事後 | 機構改革による変更 |
| I 5. 7請求先 | 総務部 総務課 情報管理担当 | 企画総務部 総務課 情報管理担当 | 事後 | 機構改革による変更 |
| I 5. 8連絡先 | 福祉課 障害福祉担当 | 障害者支援課 障害者福祉担当 | 事後 | 機構改革による変更 |
| Ⅱ 1. いつ時点の計数か | 平成30年4月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| Ⅱ 2. いつ時点の計数か | 平成30年4月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| Ⅱ 1. いつ時点の計数か | 平成31年4月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | 評価の再実施 |
| Ⅱ 2. いつ時点の計数か | 平成31年4月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | 評価の再実施 |
| I 2. 特定個人情報ファイル タ | 身体障がい者手帳に関する情報ファイル | 身体障害者手帳に関する情報ファイル | 事後 | 評価の再実施 法の表記に 統一 |
| Ⅱ 1. いつ時点の計数か | 令和2年4月1日時点 | 令和3年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| Ⅱ 2. いつ時点の計数か | 令和2年4月1日時点 | 令和3年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| I 5. 7請求先 | 企画総務部 総務課 情報管理担当 | 企画総務部 総務課 | 事後 | |
| Ⅱ 1. いつ時点の計数か | 令和3年4月1日時点 | 令和4年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| Ⅱ 2. いつ時点の計数か | 令和3年4月1日時点 | 令和4年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| Ⅱ 1. いつ時点の計数か | 令和4年4月1日時点 | 令和5年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| Ⅱ 2. いつ時点の計数か | 令和4年4月1日時点 | 令和5年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| I 5. ①部署 | 福祉保健部 障害者支援課 | 福祉部 障害者支援課 | 事後 | 機構改革による変更 |
| I 5. 7請求先 | 企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 3 0773-42-3280(代表) | 企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 四0773-42-0502 | 事後 | |
| I 5. 8連絡先 | 福祉保健部 障害者支援課 障害者福祉担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280(代表) | 福祉部 障害者支援課 障害者福祉担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-4254 | 事後 | 機構改革による変更 |
| Ⅱ 1. いつ時点の計数か | 令和5年4月1日時点 | 令和6年4月1日時点 | 事後 | |
| Ⅱ 2. いつ時点の計数か | 令和5年4月1日時点 | 令和6年4月1日時点 | 事後 | |
| I 1. ③システムの名称 | 障害福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ | 障害福祉システム、障害福祉システム(標準準拠システム)、団体内統合宛名システム、中間 サーバ | 事前 | |
| I 3. 法律上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1の11及び12 | 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表項番20に規定する事務 | 事後 | |
| I 4. 法律上の根拠 | 番号法第19条第7項 別表第2の16 | 番号法第19条第8項 別表項番20に規定す る事務 | 事後 | |
| I 9. 規則第9条第2項の適 用 | | []適用した | 事後 | 新様式で追加された項目 |
| Ⅱ 1. いつ時点の計数か | 令和6年4月1日時点 | 令和7年3月31日時点 | 事後 | |
| Ⅱ 2. いつ時点の計数か | 令和6年4月1日時点 | 令和7年3月31日時点 | 事後 | |
| IV 8. 人手を介在させる作業 | | []人手を介在させる作業はない | 事後 | 新様式で追加された項目 |
| IV 11. 最も優先度が高いと 考えられる対策 | | []全項目評価又は重点項目評価を実施する | 事後 | 新様式で追加された項目 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | Ⅱ 1. いつ時点の計数か Ⅱ 2. いつ時点の計数か Ⅰ 5. ①部署 Ⅰ 5. ②所属長の役職名 Ⅰ 5. ②所属長の役職名 Ⅰ 5. 7請求先 Ⅱ 1. いつ時点の計数か Ⅱ 2. いつ時点の計数か Ⅱ 2. いつ時点の計数か Ⅱ 2. いつ時点の計数か Ⅱ 2. いつ時点の計数か Ⅱ 3. いつ時点の計数か Ⅱ 4. いつ時点の計数か Ⅱ 5. 7請求先 Ⅱ 1. いつ時点の計数か Ⅱ 5. 7請求先 Ⅱ 1. いつ時点の計数か Ⅱ 5. 1 いつ時点の計数か Ⅱ 1. いつ時点の計数か Ⅱ 1. いつ時点の計数か Ⅱ 2. いつ時点の計数か Ⅱ 3. いつ時点の計数か Ⅱ 1. いつ時点の計数か Ⅱ 1. いつ時点の計数か Ⅱ 1. いつ時点の計数か Ⅱ 2. いつ時点の計数か Ⅱ 3. 法律上の根拠 Ⅰ 4. 法律上の根拠 Ⅰ 9. 規則第9条第2項の適 Ⅱ 1. いつ時点の計数か Ⅱ 2. いつ時点の計数か Ⅱ 3. 法律上の根拠 Ⅰ 9. 規則第9条第2項の適 Ⅱ 1. いつ時点の計数か Ⅱ 3. 法律上の根拠 Ⅱ 1. いつ時点の計数か Ⅱ 3. 法律上の根拠 Ⅱ 4. 法律上の根拠 Ⅱ 1. いつ時点の計数か Ⅱ 3. 法律上の根拠 Ⅱ 3. 法律上の根拠 Ⅱ 4. 法律上の根拠 Ⅱ 5. 1 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | Ⅱ 1. いつ時点の計数か 平成26年10月1日時点 Ⅱ 2. いつ時点の計数か 平成27年1月7日時点 Ⅱ 5. ①部署 福祉課 Ⅱ 5. ②所属長の役職名 福祉課長 福田和宏 Ⅱ 5. 名連絡先 福祉課 障害福祉担当 Ⅱ 1. いつ時点の計数か 平成30年4月1日時点 Ⅱ 2. いつ時点の計数か 平成30年4月1日時点 Ⅱ 1. いつ時点の計数か 平成31年4月1日時点 Ⅱ 1. いつ時点の計数か 平成31年4月1日時点 Ⅱ 1. いつ時点の計数か 平成31年4月1日時点 Ⅱ 2. いつ時点の計数か 中成31年4月1日時点 Ⅱ 1. いつ時点の計数か 令和2年4月1日時点 Ⅱ 1. いつ時点の計数か 令和2年4月1日時点 Ⅱ 2. いつ時点の計数か 令和4年4月1日時点 Ⅱ 2. いつ時点の計数か 令和4年4月1日時点 Ⅱ 1. いつ時点の計数か 令和4年4月1日時点 Ⅱ 2. いつ時点の計数か 令和5年4月1日時点 Ⅱ 3. 法律上の引数か 令和5年4月1日時点 Ⅱ 1. いつ時点の計数か 令和5年4月1日時点 Ⅱ 1. いつ時点の計数か 令和5年4月1日時点 Ⅱ 1. いつ時点の計数か 令和5年4月1日時点 Ⅱ 2. いつ時点の計数か 令和5年4月1日時点 Ⅱ 3. 法律上の根拠 番号法第19条第7項 別表第2の16 Ⅱ 3. 法律上の根拠 番号法第19条第7項 別表第2の16 Ⅱ 1. いつ時点の計数か 令和6年4月1日時点 | □ 1.いつ時点の計数か 平成26年10月1日時点 平成30年4月1日時点 「中成30年4月1日時点 「中成30年4月1日時点 「中成30年4月1日時点 「中域30年4月1日時点 「中域30年4月1日時点 「中域30年4月1日時点 「中域30年4月1日時点 「中域30年4月1日時点 「中域31年4月1日時点 「中域4年4月1日時点 「中域4年4月1日時」 「中域4年4月1日時点 「中域4年4月1日時点 「中域4年4月1日時点 「中域4年4月1日時点 「中域4年4月1日時点 「中域4年4月1日時点 「中域4年4月1日時点 「中域4年4月1日時点 「中域4年4月1日時点 「中域4年4月1日時」 「中域4年4月1日前 「中域4年4月1日時」 「中域4年4月1日時」 「中域4年4月1日時」 「中域4年4月1日前」 「中域4年4月1日前 「中域4年4月1日前 「中域4年4月1日前 「中域4年4月1日前 「中域4年4月1日前 「中域4年4月1日前 「中域4年4月1日前 「中 | □ 1. いつ時点の計数か 平成26年10月1日時点 平成30年4月1日時点 事後 1 5. ①部署 福祉課 福田和宏 |